

年1回の定期水質検査を受けましょう

法定検査

浄化槽を使用している方は、年1回の「定期水質検査」の受検が法律により義務付けられています。「定期水質検査」は、浄化槽からの放流水などをチェックして、浄化槽が十分に浄化機能を発揮しているかを検査する健康診断のようなものです。検査結果は、使用している方と行政機関に通知されます。また、必要に応じて行政機関から保守点検業者にも通知され、普段の維持管理に活かされます。

現在、家庭からの生活排水が川の汚濁原因の7割以上を占めています。浄化槽を安心して使い、地域の水環境を良好に保つために、知事指定検査機関の（一社）埼玉県浄化槽協会、または契約している保守点検業者・清掃業者に連絡し、定期水質検査を必ず受けるようにしましょう。

○定期水質検査の手数料（非課税）

10人槽以下	5,000円
11～20人槽	7,000円
21～50人槽	10,000円
51～300人槽	13,000円
301～500人槽	15,000円
501人槽以上	32,000円



その他にも義務があります

保守点検

機器の点検・調整や消毒薬の補充
（年3～4回）

清掃

浄化槽の内部にたまった固形物などの引き抜き
（年1回）

※詳細は別添チラシをご覧ください。下記までお問い合わせください。

▶ お問い合わせ ○（一社）埼玉県浄化槽協会 電話 048-501-5707

ホームページ <https://sai.johkyo.or.jp/>

○行田市環境課 電話 048-556-9530

